



「小型ブルーチップオープン」

分配金のお知らせ

平素より「小型ブルーチップオープン」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

2026年7月30日決算の分配金について、分配の方針に基づき下記の通り決定しましたのでご案内いたします。

■ 分配金（1万口当たり、課税前）

	分配金額		基準価額
	(前回決算)	分配金額 設定来累計	(決算日)
1,640円	(1,170円)	15,640円	38,563円

前回決算：2026年1月30日、設定日：1996年7月31日

基準価額（分配金再投資）とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものと計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。

したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

・分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

分配金は、投資信託説明書（交付目論見書）記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの運用状況

基準価額の推移

期間：1996年7月31日（設定日）～2026年7月30日、日次



基準価額（分配金再投資）とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものと計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの特色

- 信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
- わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している中小型株を実質的な主要投資対象※1とします。
- ファンドにおいて中小型株の分類は、時価総額や発行済株式数その他を総合的に勘案して行ないます。当面は Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス※2の採用銘柄を主体とします。
・組入銘柄の時価総額や発行済株式数等の異動があった場合も実質的な主要投資対象として保有を続ける場合があります。
※1「実質的な主要投資対象」とは、「小型ブルーチップオープン マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
※2 Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのサイズ別指数です。Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全上場株式における累積浮動株調整時価総額上位98%をカバーしています。このうち、累積浮動株調整時価総額下位約50%の銘柄により Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスが構築されています。対象銘柄は毎年見直されます。
- 中小型の成長銘柄をバリュエーションを勘案して厳選します。
- ボトムアップにより銘柄を選択します。
- “成長性”は運用担当者独自の尺度ではかります。
- “バリュエーション”は個別銘柄別に判定します。
- 中長期投資が基本スタンスです。
- 極端な重点投資は行ないません。
- 成長銘柄の株価の成長をフルに捉えるために、株式の実質組入比率は基本的に高位で臨みます。
- Russell/Nomura Mid-Small Capインデックス(配当込み)をベンチマークとします。

■ 指数の著作権等について ■

Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社および FTSE Russellに帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFTSE Russellは、Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスを用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

- ファンドは「小型ブルーチップオープン マザーファンド」を通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。
- 原則、毎年1月および7月の30日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向、資金量、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドの投資リスク ※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

ファンドは、株式等を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。
したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

＜お申込みメモ＞

- 信託期間 無期限(1996年7月31日設定)
- 決算日および収益分配 年2回の決算時(原則、1月および7月の30日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の基準価額
- ご購入単位 一般コース: 1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)
または1万円以上1円単位
自動引き落とし投資コース: 1万円以上1円単位
※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象ファンドにおいてNISAを利用した場合には課税されません。ファンドはNISAの「成長投資枠」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜当ファンドに係る費用＞

(2026年7月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 * 詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.672%(税抜年1.52%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。
◆その他の費用・手数料	組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額(ご換金時)	1万口につき基準価額に0.5%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に
応じて異なりますので、表示することができません。
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

＜分配金に関する留意点＞

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

設定・運用は

NOMURA
野村アセットマネジメント

商号: 野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会: 一般社団法人資産運用業協会/
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先: 野村アセットマネジメント株式会社

● サポートダイヤル ☎ 0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

● ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>



【当資料について】

- 当資料は、ファンドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

【お申込みに際してのご留意事項】

- ファンドは、元金が保証されているものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。
- お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

小型ブルーチップオープン

お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○			
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○			
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第5号	○			
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3031号	○	○		○
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○	○		
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
PayPay証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2883号	○			

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

小型ブルーチップオープン

以下は、取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。
お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。